

○静岡市建築協定条例

平成15年4月1日

条例第241号

改正 平成17年12月15日条例第234号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条の規定に基づき、同法第4章に規定する建築協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築協定の締結)

第2条 市長が別に定める区域内において、住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するために必要があると認める場合においては、土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者）は、その権利の目的となっている土地について一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準についての協定を締結することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の静岡市建築協定条例（昭和46年静岡市条例第14号）又は清水市建築協定条例（昭和46年清水市条例第28号）の規定により締結された建築協定のうち、この条例の施行の際引き続き継続しているものについては、それぞれこの条例の相当規定により締結されたものとみなす。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

3 蒲原町の編入の日（以下この項において「編入日」という。）の前日までに、編入前の蒲原町建築協定条例（昭和60年蒲原町条例第19号）の規定により締結された建築協定のうち、編入日において引き続き継続しているものについては、この条例の相当規定により締結されたものとみなす。

(平17条例234・追加)

附 則（平成17年12月15日条例第234号）

この条例は、平成18年3月31日から施行する。